

補助金の取扱いについて

【競技団体における補助金の取扱いについて】

- 1 競技団体にあつては補助金と会の運営に係る経費は別通帳で管理すること。
- 2 各通帳は、個人名義とせず、競技団体名等とすること。
- 3 会計報告時は通帳の写しを添付すること。
- 4 競技団体にあつては、補助金に関する書類(通帳、出納簿及び証憑等)を整備し、5年間保存すること。

種別毎に口座を開設してもかまわないが、全ての口座を届け出ること。

補助金管理団体

- 大分県競技力向上対策本部
- 大分県スポーツ振興基金運用委員会

○…県
▲…競技団体

○競技団体口座(届出済の指定口座)へ入金

補助金

報告

競技団体(41)

- ・事業専用口座の開設
- ・通帳と印鑑保管者の兼任不可

〈会計責任者の業務〉

- ▲事業専用口座へ入金
- ▲事業専用口座の検閲
- ▲通帳・印鑑保管者区分を管理
- ▲報告書の検閲
- ▲補助金に関する書類の管理

補助金

報告

《報告時》

- ▲報告書作成
- ▲会計責任者へ事業専用通帳の写しと領収書を提出

担当者

- ・事業専用口座の開設(個人名不可)